

1. 医療型障害児入所施設 愛徳整肢園（入所定員 17 名）

◎入所部門

身体に障害を持つ 18 歳未満の児童を、行政機関からの措置入所または保護者との契約により当園に受け入れ、整形外科、小児科、内科的治療及びリハビリテーションを行った。更に就学前の乳幼児には保育や生活支援を、学齢期の児童は、施設内に併設している和歌山県立紀北支援学校愛徳分教室で教育を受け、高等部教育は、県立紀北支援学校本校へ通学する等、将来社会人として独立、自活に必要な知識、技能習得及び人格の育成に努めた。又、県立医科大学及び、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、栄養士、看護師等の養成校の学生に、福祉施設体験学習の場を提供し、指導を行った。

◎在宅福祉部門

行政機関等からの委託を受け、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による地域巡回診察、療育相談、発達相談等を実施した。

又、在宅で介護を行う保護者等の生活を支援するため、肢体不自由児、重度心身障害児（者）の短期入所の受け入れを行った。

2. 医療型障害児入所施設／療養介護事業所 めぐみの園（入所定員 40 名）

◎医療型障害児入所施設 めぐみの園

・入所部門

18 歳未満の重度の心身障害児を保護者との契約または行政機関からの措置により当園に受け入れ、小児科、整形外科、内科的治療やリハビリテーションを行い、特に超重症児については、常に体調を観察し、呼吸管理等を行った。更に、就学前の乳幼児には保育と生活支援を、学齢期の児童は、センター内に設置されている和歌山県立紀北支援学校愛徳分教室で教育を受け、更に高等部教育は、県立紀北支援学校本校へ通学するなど、それぞれの入所児の持つ能力と感受性を最大限に伸ばすための総合的な療育を行った。また、県立医科大学及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、栄養士、看護師等の養成校の学生に、福祉施設体験学習の場を提供し指導を行った。

◎療養介護事業所 めぐみの園

長期の入院による医療に加え、常時、介護が必要な重症心身障害者であって、障害支援区分 5 以上の方を、保護者または成年後見人等との契約により、当園に受け入れ、小児科、整形外科、内科的治療及びリハビリテーションを行った。また、日常生活上の相談支援、日中活動、社会参加等を行い、身体能力や日常生活機能の維持、向上を目的とし、必要な介護、訓練等を実施した。

3. 外来部門

整形外科、小児科、内科、リハビリテーション科、児童精神科において地域の障害児（者）及び一般外来者の診療やリハビリテーションを行った。

4. 和歌山県発達障害者支援センター ポラリス

発達障害者本人や家族、支援者等からの相談に応じ、日常生活に関わる助言、情報提供、関係機関への紹介を行うとともに障害の理解、子育て、問題行動、福祉制度について等、様々な相談に応じた。遠隔地の相談者に対して、出張による巡回相談を市町村、地域療育支援コーディネーター、保健師等と連携して行った。

保育・教育・生活の場での支援体制の充実を図り、職員の専門性と指導技術の向上を図ることを目的とし、専門的研修及び、訪問支援を計画的に提供した。

就労を目指す発達障害者には段階的に様々なサービスを直接・間接的に行い就労を支援した。家族には、本人支援の効果的な共同療育者を支えるため家族プログラムを提供した。本人には本人プログラムの普及を目的に地域と連携して支援を実施した。

発達障害児・者の支援を行う、関係機関相互の役割理解を進め、ネットワークの構築をより強固なものにするための効果的な事業展開を行った。

発達障害について多くの県民に知ってもらうため講演会を主催した。支援者向けには資質の向上を目指して職種別の研修を企画した。また、各種専門機関、公的機関、その他発達障害に関わる団体に対し研修会・実技研修に講師を派遣した。ホームページ上で情報を提供した。また発達障害に関する書籍・パンフレット等をセンター内に置き、啓発に努めた。

5. 障害者支援施設 ビンセント療護園

（施設入所部 定員 75 名、通所部門 定員 25 名）

日常生活において介護、介助を必要とする人々に、医療、訓練、福祉の連携のもと、利用者個々のライフスタイルに応じたサービスを提供した。また、利用者の高齢化・重度化が進む中、保健、医療、訓練、食生活、居住環境それぞれにきめ細かに対応することで、利用者本位の支援やサービス提供に努めた。

また利用者誰もが、限らない可能性を追求し、地域と交わることができる環境づくりと、快適かつ安全な生活の上で楽しみや生きがいを見つけられるよう支援に努めた。

6. 福祉型児童発達支援センター／保育所等訪問支援 カナの家（定員 30 名）

発達障害児などを対象に、より早期からの療育を目指した通園施設で、未就学児の療育支援を行った。

また、地域支援の一環として、保育所等訪問支援事業を行い、保育園や学校を訪問して児童や訪問先スタッフへの支援を行った。

7. 児童発達支援事業所／放課後等デイサービス事業所 あゆみの園（定員 10 名）

肢体不自由児・重症心身障害児を対象にした通園施設で、未就学児の療育を行った。また、重症心身障害をもった児童を対象とした放課後等デイサービスを行った。

8. 和歌山市基幹相談支援センター 海の星

和歌山市の委託により、地域で生活する障害児者及びそのご家族に対し、障害医療・福祉に関する相談や助言を行う。和歌山市自立支援協議会の運営にも関わり、関係機関（医療・福祉・教育・行政等）との連携により地域の医療・福祉向上に努める。

また、重症心身障害児者の対応方法や、必要な支援策について、研修会を実施し、支援者の知識・技術の向上を図った。

9. 相談支援事業所 シャローム

平成 24 年度から、障害福祉サービスを利用する方全員に「サービス等利用計画」の作成が義務付けられた。

相談支援事業所シャロームでは、和歌山市の特定相談支援・障害児相談支援事業所指定を受け、地域にお住まいの障害児者、当園の入所者に対して、計画相談を行っている。

10. 多機能型事業所 エンジェルハウス

介護を必要とする障害があっても、一人ひとりの思いやニーズ、個性を大切にしながら、それぞれの能力に合った生産活動や創作活動をとおして社会参加をするとともに、個々の人生の充実を図るための支援に努めた。